

消防広第 162 号
平成 25 年 9 月 10 日

各都道府県防災主管部長
殿
東京消防庁・政令市消防長

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊航空部隊に係る受援計画の作成又は見直し等について

標記の件について、東日本大震災における活動経験を踏まえ、下記 1 及び 2 のとおり「緊急消防援助隊航空部隊に係る受援計画の作成又は見直しの際の留意事項」及び「受援計画の作成例」を策定いたしましたので、各都道府県におかれましては、これらを参考に、受援計画の策定又は見直しを実施していただきますようお願いいたします。

また、あわせて、緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画についても、下記 3 のとおり所要の改正をしておりますので、見直しをお願いします。

記

- 1 緊急消防援助隊航空部隊に係る受援計画の作成又は見直しの際の留意事項 (別添 1)
- 2 緊急消防援助隊航空部隊に係る受援計画の作成例 (別添 2)
- 3 緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画の作成例 (別添 3)

連絡先

消防庁広域応援室航空係

担 当 山尾・大住・岩田・原 (弘)

電 話 : 03-5253-7527

F A X : 03-5253-7537

E-mail : s2.iwata@soumu.go.jp

h.hara@soumu.go.jp

受援計画作成又は見直しの際の留意事項

1 作成又は見直しの趣旨

- (1) 平成 25 年 6 月 11 日に消防審議会より消防庁長官に対し、「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」が出されたところです。

そのなかで、「緊急消防援助隊等の出動計画」や「受援体制等のあり方」について、「南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備え、緊急消防援助隊航空部隊の受け入れに係る地上支援及び航空運用調整をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要」とされています。

- (2) また、東日本大震災時において、緊急消防援助隊航空部隊の大規模な活動がなされ、多くの課題、教訓が指摘されたところです。

平成 24 年度全国航空消防防災協議会専門委員会においても、「大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究報告書～東日本大震災の検証～」及び「大規模災害時の航空隊地上支援等に関する調査研究報告書」が取りまとめられたところです。

このなかで、緊急消防援助隊航空部隊の受援の際には、都道府県災害対策本部における航空運用調整及びヘリベース等における地上支援体制の確保が重要であると指摘されています。

2 都道府県災害対策本部における航空運用調整班の設置

(1) 趣旨

東日本大震災の経験より、航空機における活動や運航の調整、情報共有等の場として、県災害対策本部に航空隊員を派遣し活動したことが、有効であったことから、都道府県災害対策本部に航空運用調整の部署を設け、安全かつ円滑な航空運用調整を図るため、「航空運用調整班」について新たに設けることとしています。

(2) 航空運用調整班の構成・役割・機能

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に応援に集結します。

航空運用調整班は、これら関係機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を図るため、都道府県災害対策本部に設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行うものです。

班長は、都道府県の職員でかつ航空消防活動等を熟知している消防防災航空隊の室(センター)長又は消防防災航空隊の副隊長等が担当することが適当であると考えられます。

また、ドクターヘリ活動の効率的な運用のために、ドクターヘリやDMA

T等医療関係者を加えることが望ましいと考えられます。

3 ヘリベース等各拠点における地上支援体制の確保

(1) 趣旨

緊急消防援助隊航空部隊の受け入れに係るヘリベース等、各拠点の運営は、災害が大規模になり緊急消防援助隊航空部隊数が多くなるほど支援人員が不足します。ヘリベースの支援のため、航空隊員の経験者の事前確保等により、「地上支援活動隊（員）」を設けることとしています。

(2) 地上支援活動隊（員）の任務及び地上支援体制の確保

地上支援活動隊（員）は、緊援隊航空部隊の増加によるヘリベース運用における人員不足を解消するため、被災地のヘリベース等において、ヘリベース指揮者の指示の下、緊援隊航空部隊へ気象情報や飛行・離着陸障害情報を提供するなど運航支援を行うとともに、航空部隊のための食料や燃料などの補給等の後方支援及び運航支援を行うものです。

県内の航空隊経験消防職員や耐空証明検査等で機体を運用できない被災地都道府県外の航空隊の隊員等による確保が考えられます。

4 航空活動に関する手続きの整理

従前、全国航空消防防災協議会報告書「ヘリコプターベースの運用に関する調査研究報告書」で示されていた「事案受付・活動指示及び結果報告書」等の受援時の様式について、簡素化を図る趣旨から、各航空隊等の意見を踏まえ、手続きを定めることとしました。

5 その他

(1) 本受援計画作成例はあくまで参考例ですので、隣県との連携の状況、ヘリベースの状況に応じてより実践的な受援計画となるよう、地域の実情に応じて所要の見直しを行っていただくようお願いいたします。

(2) 平成 24 年度全国航空消防防災協議会専門委員会の両報告書を併せて参考にさせていただきますとともに、航空運用調整及びヘリベース等に対する地上支援に関する事項についても、都道府県地域防災計画等の各種計画への位置づけを行うことなどについてもお願いいたします。

本文	解説
<p style="text-align: center;">〇〇県(都道府)緊急消防援助隊航空部隊受援計画作成例</p> <p>(※ 下線は、「航空部隊に係る緊急消防援助隊に係る応援等実施計画について」(平成21年4月27日消防庁第132号。)において、緊急消防援助隊航空部隊受援計画策定の参考にさせていただきようお願ひしておりました「ヘリコプターベースの運用に関する調査研究報告書」(平成21年3月全国航空消防防災協議会)で示されました〇〇県(都道府)緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画の作成例からの追加、変更点(構成の変更は除く)を示します。)</p>	
第1章 総則	
<p>1 目的</p> <p>この計画は、〇〇県(都道府)内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法(昭和22年法律第226号。)第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊航空部隊(以下、「<u>緊援隊航空部隊</u>」という。)が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号。)第25条に基づく〇〇県(都道府)緊急消防援助隊受援計画(以下「<u>全体受援計画</u>」という。)に定めるもののほか、航空部隊の受援について必要な事項を<u>定める</u>。</p>	<p>東日本大震災では、広域にわたり津波被害が発生した。</p> <p>派遣された緊急消防援助隊は、情報収集、人命救助をはじめ、多岐にわたる活動を実施し、被災3県で活動した航空部隊は1日最大46機、延べ58機を数え、1箇所のヘリベースに1日に最大21機のヘリコプターが集結した。</p> <p>このような大規模かつ長期にわたる緊急消防援助隊航空部隊の活動を踏まえて、事前に実効性のある緊急消防援助隊航空部隊受援計画の策定、見直しが必要である。</p>
<p>2 用語の定義</p> <p>この<u>〇〇県(都道府)緊急消防援助隊航空部隊受援計画</u>(以下「<u>航空部隊受援計画</u>」という。)において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p>	

<p>(1) ヘリベース (HB)</p> <p>災害の終始を通じて、緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示・任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。</p> <p>通常は、空港、ヘリポートなどに設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。</p>	<p>(例) 新潟空港 HB（新潟県中越地震、新潟県中越沖地震）</p> <p>花巻空港 HB、仙台市消防ヘリポート HB（岩手・宮城内陸地震）</p> <p>花巻空港 HB、山形空港 HB、福島空港 HB（東日本大震災）</p>
<p>(2) フォワードベース (FB)</p> <p>被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。</p> <p>被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。</p>	<p>(例) 小千谷白山 FB（新潟県中越地震）</p> <p>柏崎佐藤池 FB（新潟県中越沖地震）</p> <p>釜石陸上競技場 FB、滝の里工業団地 FB、グランディ FB（東日本大震災）</p>
<p>(3) ランディングポイント (LP)</p> <p>上記(1) (2) 以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。</p>	<p>離着陸に係る法的な位置付けは次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空法第 79 条ただし書きの規定に基づき、離着陸について国土交通大臣の許可を受けた地点。 (例) 新潟県庁ヘリポート、長岡赤十字病院ヘリポート（新潟県中越沖地震） 2 災害救助活動上の必要性からパイロットの判断に基づき離着陸を行う地点。航空法第 81 条の 2 の規定により、同法第 79 条による離着陸場所の制限を受けない。 (例) 山古志村小学校校庭（新潟県中越地震）

<p>(4) 消防応援活動調整本部</p> <p><u>被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第 44 条の 2 に基づき被災地の属する都道府県知事が設置するものをいう。</u></p>	
<p>(5) <u>航空運用調整班</u></p> <p><u>大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に応援に集結することにかんがみ、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を図るため都道府県災害対策本部に設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行うものである。</u></p>	<p>岩手県及び宮城県では東日本大震災発災以前から航空運用調整班の計画を定めており、発災後には事前計画に基づき、緊援隊航空部隊受援や他機関との航空運用調整のため、航空運用調整班を設置、他機関との活動エリアや任務分担等が有効に調整が行われているところである（平成 24 年度全国航空消防防災協議会「大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究報告書」13～15、27～30、101～102 ページ参照）。</p> <p>班長は、都道府県の職員でかつ航空消防活動等を熟知している消防防災航空隊の室（センター）長又は消防防災航空隊の副隊長等が担当することが考えられる。</p> <p>災害時には航空機による救難活動及びドクターヘリ活動の効率的な運用のために、各機関の代表者間で実施する航空運用調整班に、ドクターヘリ、DMAT 等医療関係者並びに空港事務所職員等空港関係者を加えるとともに、平時から各機関の代表者間で航空</p>

	<p>運用調整に係る会議を開催する等、相互に災害活動に関し協議しておくことが望ましい。</p>
<p><u>(6) 地上支援活動隊(員)</u> <u>被災地のヘリベース等において、ヘリベース指揮者の指示の下、緊援隊航空部隊へ気象情報や飛行・離着陸障害情報を提供するなど運航支援を行うとともに、航空部隊のための食料や燃料などの補給等の後方支援及び運航支援を行う航空隊員、消防職員又は地方公共団体の職員をいう。</u></p>	<p>緊援隊航空部隊の増加によるヘリベース運用における人員不足を解消するため、地上支援活動隊(員)の有効性が報告されているところである(平成24年度全国航空消防防災協議会「大規模災害時の航空隊地上支援等に関する調査研究報告書」46～47ページ参照)。</p> <p>①都道府県内消防本部の航空隊員経験消防職員、②緊援隊航空部隊の航空隊員、③耐空証明検査等で機体を運用できない航空隊の隊員等による確保が考えられる。</p>
<p>(7) ヘリベース指揮者 ヘリベースにおける<u>緊援隊航空部隊</u>のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を行う者をいい、原則として〇〇県(都道府)航空隊長がその任にあたるものとする。</p>	
<p>3 <u>緊援隊航空部隊</u>の活動分類 この<u>航空部隊受援</u>計画において、<u>緊援隊航空部隊</u>の活動分類については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 情報収集活動 (2) <u>緊急人員(部隊)</u>輸送 (3) 消火活動 (4) 救急活動 (5) 救助活動 (6) <u>緊急物資</u>輸送 (7) その他(ヘリベースの後方支援活動、SCU支援活動、避難誘導、広報等)</p>	

第2章 事前計画	
<p>1 ○○県（都道府）航空隊の参集基準 ○○県（都道府）航空隊の参集基準は、資料1のとおりとする。</p>	
<p>2 ヘリベースの決定 ○○県（都道府）におけるヘリベースは、原則として○○空港<u>消防防災航空隊基地</u>とする（<u>最大受入機体数は○○機（耐圧〇t）</u>）。</p> <p>また、○○空港ヘリベース等の基本情報（資料2）については、<u>消防庁が集約し、緊援隊航空部隊</u>として登録されている航空隊へ情報提供する<u>ものを活用</u>する。</p> <p>なお、○○空港<u>消防防災航空隊基地</u>が使用できない場合及び○○空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、<u>消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを「ヘリベース及びフォワードベース一覧」（資料3）の中から、決定する。</u></p>	<p>大規模災害時には、緊急消防援助隊だけでなく警察、自衛隊、ドクターヘリなどの救難機関から多くのヘリコプターが集結する。各救難機関のヘリベースも勘案し決定すること。</p> <p>通常は、消防防災航空隊基地である空港、ヘリポートに設置し、状況により自衛隊駐屯地、県（都道府）外空港、その他河川敷等野外空地も合わせ幅広く設置することもある。</p> <p>東日本大震災をふまえ、第1順位HB、第2順位HB等、代替ヘリベース設置を考慮し、予め優先順位を定めておく必要がある。</p>
<p><u>3 地上支援活動隊（員）の招集</u> <u>大規模災害時において、ヘリベース指揮者が必要と認めるときは、地上支援隊（員）の招集を消防応援活動調整本部に依頼する。</u> <u>消防応援活動調整本部は、事前に別に定めるところにより、○○県（都道府）地上支援隊（員）を招集する。</u></p>	<p>地域の実情に応じて、事前に活動のマニュアル等を作成し、支援員の要件や活動内容を決めておく必要がある。</p>
<p>4 ヘリベース（○○空港）への受入れ体制 <u>消防応援活動調整本部は、緊援隊航空部隊の応援要請を行った場合（「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日付け消防応第104号）に基づく迅速出場に該当する震度（津波警報等）が○○県（都道府）で確認された場合を含む。）</u>（以下「応援要請</p>	<p>大規模災害時には、緊急消防援助隊だけでなく警察、自衛隊、ドクターヘリなどの各救難機関の航空部隊の受入れについて、ドクターヘリやDMAT等の代表者を含め、○</p>

<p>後」という。)は、〇〇空港事務所長に対し、●●に関する協定に基づき、<u>緊援隊航空部隊</u>の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。</p>	<p>〇県災害対策本部航空運用調整班の調整会議等で事前に調整して周知し、情報共有を図っておく必要がある。</p>
<p>(1) 日中における受入れ 〇〇空港●エプロンへ<u>緊援隊航空部隊が駐機できる</u>よう、<u>〇〇空港事務所長に△タクシーウェイのクローズ及び●エプロンの駐機スポットの拡大を依頼する。</u></p>	
<p>(2) 夜間における受入れ <u>夜間においては4(1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼する。</u></p>	
<p>5 <u>燃料補給体制の確保</u> 燃料補給基地は、原則として〇〇空港とし、<u>消防応援活動調整本部は、〇〇航空機燃料取扱業者(資料4)に対し、緊援隊航空部隊の活動に必要な燃料補給を依頼する。</u> また、ヘリベースが〇〇空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で<u>燃料補給が必要な場合は、資料3の燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び〇〇県災害対策本部航空運用調整班と協議の上、決定する。</u></p>	<p>ヘリベースが〇〇空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要な場合には、消防法第10条ただし書きの規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」について、管轄消防長(消防署長)と協議調整を行い、承認手続きを行う。 燃料補給については、平成24年3月全国航空消防防災協議会「緊急消防援助隊の燃料補給体制等に関する調査研究報告書」に備蓄体制及び補給体制について記載されている(57～81ページ参照)。</p>
<p>6 <u>食料の備蓄計画等</u> (1) 〇〇県(都道府)航空隊は、緊援隊航空部隊等に対する食料等を確保するため、<u>当該ヘリベースにおいて駐機可能機体数に応じた隊員数を参考に最低限必要(10機程度、3日分)な食料及び飲料水等を備蓄しておくものとする。</u></p>	<p>必要物品及び員数をあらかじめ作成しておく必要がある。</p>
<p><u>(2) 緊援隊航空部隊の駐機可能機数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知する。</u></p>	

<p>7 緊援隊航空部隊との情報連絡</p> <p>応援要請後における消防庁、緊援隊航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 緊援隊航空部隊等への情報提供</p> <p>ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び〇〇県災害対策本部航空運用調整班と調整の上、ヘリベース状況等の情報を様式 1「受援航空隊情報提供 F A X」により、速やかに緊援隊航空部隊及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空担当（以下「消防庁航空担当」という。）に情報提供するものとする。</p>	<p>ヘリコプターは、その重量で運航の制限をうける。よって、搭乗者数、搭載物及び燃料量の総和で飛行距離が決まる。そのため、事前に明確な任務指定や携行資機材の情報を提供できていれば、被災状況に合致した資機材を積載し、より早く現地へ到着できる可能性がある。</p> <p>被害状況の把握ができないような状況では、救助、救急、消火全ての資機材を携行する場合もありうる。</p>
<p>(2) 緊援隊航空部隊からの情報収集</p> <p>ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を様式 2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供 F A X」により、緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当から速やかに収集するものとする。</p>	
<p>(3) 緊援隊航空部隊等の連絡先</p> <p>緊援隊航空部隊等の連絡先については、予め消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。</p>	
<p>(4) 情報連絡方法</p> <p>原則として防災行政無線、有線（携帯）電話、有線ファックス及び電子メールによるものとするが、有線途絶等の場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。</p>	
<p>8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣</p> <p>〇〇県（都道府）航空隊は、応援要請後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。</p> <p>消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は緊急消防</p>	

<p><u>援助隊指揮支援部隊等と〇〇県災害対策本部航空運用調整班の連絡や消火、救助活動等の航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たる。</u></p> <p><u>なお、災害の規模等により、〇〇県災害対策本部航空運用調整班員と兼務する。</u></p>	
<p><u>9 航空隊員の航空運用調整班への派遣</u></p> <p><u>〇〇県（都道府）災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（消防防災航空隊の室（センター）長等）を派遣する。</u></p>	
<p>10 指揮支援部隊長等の受入体制</p> <p><u>(1) 指揮支援部隊長及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>なお、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空担当に連絡する。</u></p> <p>① 日中における離着陸場所は、原則として〇〇県（都道府）庁ヘリポート（直近ヘリポート）とし、離着陸の際の安全管理は〇〇県（都道府）災害対策本部職員が行う。</p> <p>② 夜間及び〇〇県（都道府）庁ヘリポートが使用できない場合の離着陸場所は〇〇空港とし、〇〇市消防局（都道府県庁所在地管轄消防本部）<u>又は県（都道府）</u>の車両により県（都道府）庁（<u>消防応援活動調整本部</u>）へ移動する。</p>	

<p>(2) 指揮支援隊長の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。</p> <p>① 離着陸場所は、原則として〇〇空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町村（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する。</p> <p>② 〇〇空港から空路で被災市町村（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。</p> <p>③ 〇〇空港から陸路で被災市町村（消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。</p>	
<p>11 フォワードベースの設定</p> <p>(1) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、資料3の「ヘリベース及びフォワードベース一覽」の中からフォワードベースを設定するものとする。</p>	<p>県域が広い場合は、県西部地域のフォワードベースは、〇〇場外離着陸場（□□公園競技場）。東部地域については、〇〇場外離着陸場（□□駐車場）とする等、あらかじめ定めておくことが望ましい。</p>
<p>(2) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はフォワードベースの設定にあたり、フォワードベース（飛行場外離着陸場）管理者等と使用の可否等について協議し、被災地管轄消防本部に連絡するものとする。</p>	<p>フォワードベースの設定に当たっては、被災者の避難所や緊急消防援助隊陸上部隊、他の救難機関の拠点との競合についても考慮が必要である。</p>
<p>12 フォワードベースの安全管理体制等</p> <p>(1) 航空隊員、地上支援活動隊(員)、被災地消防本部職員等による安全管理体制を確保する。</p>	
<p>(2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員（緊援隊航空部隊の航空隊員を含む。）を派遣するものとする。</p>	

<p>(3) ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認がなされたことを確認の上、資料4の航空機燃料取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼する。</p>	
<p>13 ランディングポイントの設定</p> <p>(1) <u>消防応援活動調整本部及び</u>ヘリベース指揮者は、<u>任務、被災状況により、緊援隊航空部隊</u>の活動上必要と認める場合は、資料5の「<u>ランディングポイント一覧</u>」の中からランディングポイントを設定するものとする。</p> <p>なお、ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの<u>現地視認による</u>判断に基づき、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。</p>	
<p>(2) <u>消防応援活動調整本部及び</u>ヘリベース指揮者はランディングポイントの設定にあたり、<u>〇〇県災害対策本部航空運用調整班及び被災地管轄消防本部（又はランディングポイント（飛行場外離着陸場）管理者）と協議するものとする。</u></p>	<p>ランディングポイントの設定にあたっては、河川敷や海岸沿いに設定する場合は水害や津波災害時には使用できなくなることがあるので注意するとともに、被災者の避難所との競合する場所も同様である。</p>
<p>14 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定</p> <p><u>消防応援活動調整本部及び</u>ヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料6の「災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定にあたっては、<u>〇〇県災害対策本部航空運用調整班</u>、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、<u>DMAT等</u>と協議するものとする。</p> <p><u>遠距離SCU（広域搬送拠点）に多数の傷病者を搬送するなど、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、〇〇県災害対策本部航空運用調整班、被災地管轄消防本部及びフォワードベース（飛行場外離着陸場）管理者及びDMAT等医療班と協議の上、資料3「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。</u></p>	

第3章 指揮体制及び通信運用	
<p>1 要請から出動までの体系</p> <p>応援活動に従事する<u>緊援隊航空部隊</u>の要請から出動までの系統図は、資料7「<u>要請から出動までの系統図</u>」のとおりとする。</p>	
<p>2 航空機の無線運用体制</p> <p><u>緊援隊航空部隊</u>活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、<u>資料8「周波数リスト」</u>のとおりとし、<u>運用にあたっては消防応援活動調整本部と調整する。</u></p> <p>なお、被災地が複数の都道府県にわたり、各々の都道府県において<u>緊援隊航空部隊</u>が活動する場合にあっては、各々の都道府県の<u>消防応援活動調整本部</u>間において、使用する全国共通波等について調整を行うものとする。</p> <p>また、調整結果についてはヘリベース指揮者に連絡するものとする。</p>	<p>その他、全国航空消防防災協議会専門委員会報告書「緊急消防援助隊の燃料補給体制等に関する調査研究報告書」100、116～118 ページ参照。</p>
<p>3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用</p> <p><u>緊援隊航空部隊</u>が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信・運用体制は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) ○○県（都道府）庁統制局</p> <p>○○県（都道府）庁統制局は、ヘリテレ受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行う。</p> <p>ただし、<u>映像配信の活用管理は、県（都道府）災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。</u></p>	

<p>(2) ○○県（都道府）庁受信局</p> <p>ア 受信局設備の位置</p> <p>ヘリテレの映像・音声電波（15GHz 帯）は、○○県（都道府）庁行政庁舎屋上に設置されている受信アンテナにより受信する。</p> <p>なお、15GHz 帯の指向性電波を使用する場合においては、○○県（都道府）庁受信局の位置を「北緯○度○分○秒」「東経○度○分○秒」に設定する。</p> <p>イ サービスエリア</p> <p>○○県（都道府）庁受信局のサービスエリアの目安は概ね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。</p> <p>なお、<u>ヘリベース指揮者又は○○県（都道府）庁統制局が撮影地に応じて</u>撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡する。</p> <p>(ア) 指向性電波の場合</p> <p>○○県（都道府）庁を中心に見通しで半径約 100 km</p> <p>(イ) 無指向性電波の場合</p> <p>○○県（都道府）庁を中心に見通しで半径約 40 km</p> <p><u>(ウ) 当県が保有する可搬型受信装置の場合</u></p> <p><u>無指向性電波で約 15 km</u></p>	
<p>(3) <u>ヘリコプター位置情報システムの併用</u></p> <p><u>ヘリコプターテレビ電送システム運用時</u>、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するよう求めるものとする。</p>	
<p>(4) <u>防災行政無線衛星系</u>による配信</p> <p><u>緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は</u>、総務省消防庁、被災地市町村（消防本部）に対して、積極的に通信衛星（スーパーバード）を経由して配信するものとする。</p>	

<p>4 航空衛星電話（イリジウム）の運用</p> <p>航空波、消防波等の無線不感地域においては、<u>必要に応じて、航空衛星電話（イリジウム）を活用</u>するものとする。</p> <p>その運用については、<u>消防応援活動調整本部、ヘリベース指揮者の指示による</u>ものとする。</p>	
<p><u>(1) 衛星電話</u></p> <p><u>ヘリベース (001-010-8816-XXXX-XXXX)</u></p> <p><u>調整本部 (001-010-8816-XXXX-XXXX)</u></p> <p><u>(2) 衛星携帯電話</u></p> <p><u>フォワードベース (001-010-8816-XXXX-XXXX)</u></p> <p><u>△△病院場外 (001-010-8816-XXXX-XXXX)</u></p> <p><u>(3) 緊援隊航空部隊搭載衛星電話</u></p> <p><u>あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号</u></p>	
<p>第4章 航空部隊の運用等</p>	
<p>1 ヘリベースにおける班構成及び各班の任務</p> <p>ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料9のとおりとする。</p>	
<p>2 <u>ヘリベースの配置</u></p> <p><u>ヘリベースの配置等の各種情報を資料10「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、緊援隊航空部隊に周知する。</u></p>	<p>空港グリッドマップ等を利用して全体図、白地図を作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果を記入する。</p> <p>ヘリベースについては、空港や公共ヘリポート等、形態や活用状況等、受入態勢に大きく左右される。</p> <p>駐機計画に基づく機体数、燃料供給のみならず定期便、エプロンの専有等を予め空港事務所等と協議調整しておく。</p>

<p>3 緊援隊航空部隊の要請</p> <p><u>被害状況の把握を行い、緊援隊航空部隊の要請が必要な場合は、任務、必要機体数及びヘリベース受け入れ可能機体数を示し、〇〇県災害対策本部に迅速に求める。</u></p> <p><u>被害状況が把握できない場合は、緊急に消防庁航空担当と協議調整を行う。</u></p>	<p>各アクションプラン（東海地震アクションプラン、首都直下地震アクションプラン及び東海・東南海地震アクションプラン）に該当する地震災害の場合、消防庁において、基本的に計画に基づく航空部隊に出動の指示を行う。</p> <p>それ以外の場合においては、緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画の別表A（第一次出動航空部隊）及び別表B（出動準備航空部隊）を基本に、ヘリベースの収容機体数と当日の運用機体状況を勘案し、緊援隊航空部隊の要請機体数について助言する。</p>
<p>4 緊援隊航空部隊の受付</p> <p><u>緊援隊航空部隊がヘリベースに到着した後、緊援隊航空部隊受入一覧表（様式3）により受付を行う。</u></p>	
<p>5 緊援隊航空部隊への活動要請</p> <p>活動要請は次による。</p> <p><u>(1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に事案受付・活動指示及び結果報告書（様式4）によりヘリコプターの活動要請を行う。ヘリベース指揮者は緊援隊航空部隊の出動の可否を確認し消防応援活動調整本部（又は〇〇県災害対策本部航空運用調整班）に回答する。</u></p>	
<p><u>(2) ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の出動が可能と確認した場合は、事案受付・活動指示書及び結果報告書（様式4）により、緊援隊航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び〇〇県災害対策本部航空運用調整班に情報提供する。</u></p> <p><u>また、ヘリベース指揮者は、事案管理一覧表（様式5）により、事案に対する任務付与状況を管理する。</u></p>	

<p>(3) 任務付与にあたっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）及びランディングポイントの地図（要図を含む）等を添付し、行うものとする。</p>	
<p>6 航空情報（ノータム）の発出要請 <u>ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省〇〇空港事務所及び〇〇県災害対策本部航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請する。</u> <u>また、救助検索活動上、飛行制限空域を設定する必要がある場合は、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請し、サイレントタイムを確保する。</u></p>	
<p>7 緊援隊航空部隊の活動報告 (1) <u>ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、事案受付・活動指示書及び結果報告書（様式4）の提出を求める。</u></p>	
<p>(2) <u>ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の活動状況を日毎に活動日誌（様式6）によりとりまとめるとともに、活動日誌を消防応援活動調整本部、〇〇県災害対策本部航空運用調整班及び消防庁航空担当に報告する。</u></p>	
<p>8 緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げ <u>緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び〇〇県災害対策本部航空運用調整班が協議調整し、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長からヘリベース指揮者を通して緊援隊航空部隊に対し通知するものとする。</u> <u>また、消防応援活動調整本部は、消防庁航空担当に、緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げの報告を行う。</u></p>	
<p>9 緊援隊航空部隊の受援対応訓練の実施 ヘリベース指揮者は、<u>緊援隊航空部隊の受援時において迅速かつ円滑な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本航空部隊受援計画を踏まえた受援に関するヘリベース等の運営訓練を定期的</u>に実施するものとする。</p>	<p>平常時から、調整会議や合同訓練（図上訓練を含む）の実施等をとおして、各機関担当者間の顔の見える関係を構築することが望ましい。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	
<p>この受援計画は、平成●●年●●月●●日から施行する。</p>	

〇〇県（都道府）航空隊の参集基準

【県内（地震・津波）】

最大震度	昼 間	夜 間
震度5弱 <u>以上</u> <u>又は</u> 津波警報（大津波）	全員参集 （8人）	
震度4	通常の体制 （4～6人）	〇〇市町村 （航空隊基地の所在市町村） 震度4の場合のみ 非番隊員以外参集 （4～6人）

【県外（地震・津波）】

最大震度	昼間・夜間共通	対象都道府県
震度7 〔東京特別区（23区）は6強〕	全員参集 （8人）	〔北海道・東北〕 北海道、〇〇県、〇〇県、〇〇県、 〇〇県、〇〇県、〇〇県
震度6強 〔東京特別区（23区）は6弱〕		〔関東・甲信越〕 〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、 〇〇県、東京都、〇〇県、〇〇県、 〇〇県
震度6弱 〔政令市等は5強〕 <u>又は</u> 津波警報（大津波）		〔北陸〕 〇〇県、〇〇県、〇〇県 ※ 緊急消防援助隊航空部隊の応 援出動の可能性のある19都道県

〇〇空港ヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	〇〇県消防防災航空隊
所在地	〇〇県〇〇市〇〇空港内
航空隊TEL	0XX-XX0-0XXX
航空隊FAX	0XX-XX0-0XXX
航空隊e-mail	aaabbb@ccc.ddd.ne.jp
運航基地	〇〇空港(ヘリベース)
運用時間	07:30~20:30
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (〇〇県消防防災航空隊に確認要)
緯度・経度	北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇〇度〇〇分〇〇秒
情報官TEL	0YY-YYY-YYYY
情報官FAX	0YY-YYY-YYYY
緊援隊駐機スポット数	10機
スポット地盤状況	8機アスファルトコンクリート 2機グラスエリア
燃料関係	△△(株) TEL&FAX 0ZZ-ZZZ-ZZZZ 給油形態 レフューラー
後方支援地上部隊車両駐車場所	航空隊敷地内 無 空港駐車場 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー20分
コンビニ	徒歩10分
ヘリベース付近の飲食施設	空港ターミナル(徒歩1分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	4社(徒歩5分以内)

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Aチャンネル
基地局	〇〇県庁 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇〇度〇〇分〇〇秒
連絡無線	有 (Aチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX4
トーイング車	有	可	トヨタ TG-10
機体洗浄可否	有	可	水ホース 20m
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー及び グラウンドハンドリングホイール	有	可	S76用トーイングバーのみ
MOBIL Jet Oil II	有	可	

都道府県庁舎直近ヘリポート情報	ヘリポート有(地上) 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒 東経〇〇〇度〇〇分〇〇秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの 距離(時間)	10km (車で25分)

ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	最大 駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
									電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	〇〇	〇〇市	〇〇空港	〇〇市	北緯 〇〇度〇〇分〇〇秒 東経 〇〇〇度〇〇分〇〇秒	20	移動タンク給油車	〇〇空港事務所長 0XX-XXX-XXXX	〇〇県消防防災航空隊 0XX-XX0-0XXX
2	第2順位 HB	〇〇	〇〇市	陸上自衛隊〇〇基地	〇〇市	北緯 〇〇度〇〇分〇〇秒 東経 〇〇〇度〇〇分〇〇秒	20	移動タンク給油車	〇〇基地〇〇 0XX-XXX-XXXX	
~										
4	FB	××	××市	××	××市 ××野球場第4駐車場	北緯 XX度XX分XX秒 東経 XXX度XX分XX秒	10	600ℓ (××市消防本部)	××市長 0YYY-YY-YYYY	××市消防本部 0YYY-YY-YYYY

備考

1 第一順位のヘリベース(〇〇空港消防防災航空隊基地等)が使用できない場合及び第一順位のヘリベースから被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを本表の第二順位ヘリベース以降から、決定する。

2 備蓄燃料は〇〇空港以外ドラム燃料の備蓄量であり、消防本部からの陸送となる。

航空機燃料取扱業者

No.	住所	業者名	連絡先 (TEL)	FAX	搬送方法	備考
1	〇〇県〇〇市	(株)〇〇〇〇販売	昼 0XX-XXX-XXXX 夜 0XX-XXX-XXXX	0XX-XXX-XXXX	危険物運搬車両	当日又は翌日に搬送可能
2	××県××市	(株)××××サービス	昼 0XX-XXX-XXXX 夜 0XXX-XX-XXXX	0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX	危険物運搬車両	当日又は翌日に搬送可能

備考

- 1 (株)〇〇〇〇販売は常時 10 本～15 本程度のドラム燃料を保有、大量に必要な場合は翌日に調達搬送可能 (陸送)
- 2 (株)××××サービスは常時 50 本程度のドラム燃料を保有、大量に必要な場合は翌日に調達搬送可能 (陸送)

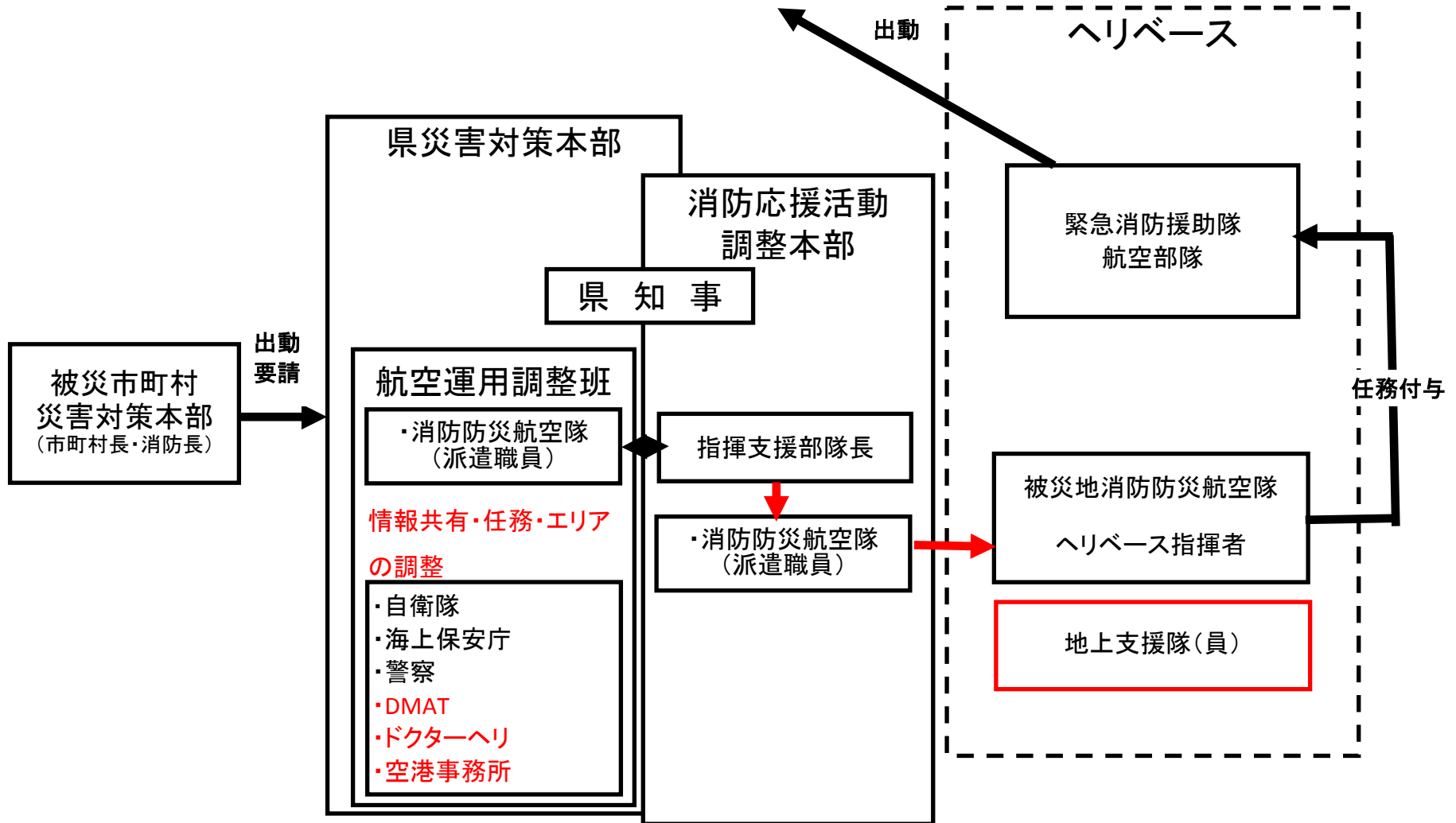
ランディングポイント一覧【県内飛行場外離着陸場(通年申請)】

No.	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	最大 駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等	
								電話番号	電話番号
1	〇〇	〇〇市	〇〇県庁HP	〇〇県〇〇市 〇〇県庁駐車場内 ヘリポート	北緯 〇〇度〇〇分〇〇秒 東経 〇〇度〇〇分〇〇秒	1	移動タンク給油車	〇〇県庁〇〇課 0XX-XXX-XXXX	〇〇市消防局 0XX-XX0-0XXX
~									
4	〇〇	〇〇市	〇〇〇	〇〇県〇〇市 〇〇野球場	北緯 〇〇度〇〇分〇〇秒 東経 〇〇度〇〇分〇〇秒	2	移動タンク給油車	〇〇〇〇 0XX-XXX-XXXX	〇〇市消防局 0XX-XX0-0XXX
...									
24	××	××市	×××	〇〇県××市 ××野球場第4駐車場	北緯 XX度XX分XX秒 東経 XXX度XX分XX秒	1	移動タンク給油車	××市長 0YYY-YY-YYYY	××市消防本部 0YYY-YY-YYYY
~									
29	××	△△市	△△△	〇〇県△△市 △△運動公園	北緯 XX度XX分XX秒 東経 XXX度XX分XX秒	2	移動タンク給油車	△△市長 0YYY-YY-YYYY	△△市消防本部 0YYY-YY-YYYY

災害活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

病院名称「××総合病院」: ××市

No.	地区	市町村名	名 称	所 在 地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						電 話 番 号	電 話 番 号
1	××	××市	×××	〇〇県××市 ××野球場第4駐車場	北緯 XX度XX分XX秒	××市長	××市消防本部
					東経 XXX度XX分XX秒	0YYY-YY-YYYY	0YYY-YY-YYYY



<発表日時>

平成 年 月 日 時 分 現在

区分	周波数	呼び出し	備考
全国共通波1	MHz		緊援隊航空部隊は使用しない。主に〇〇〇が使用する。
全国共通波2	MHz	(ヘリベース呼出名称「航空消防〇〇〇」)	原則として、緊援隊航空部隊が使用する。
全国共通波3	MHz		緊援隊航空部隊は使用しない。主に〇〇〇が使用する。
〇〇県内波			緊援隊航空部隊は使用しない。主に〇〇〇が使用する。
署活動系波(400MHz帯)			緊援隊航空部隊は使用しない。主に〇〇〇が使用する。」
防災相互通信用無線(市町村波)	MHz		航空運用調整班において運用を定める(定めておく)。
運航管理通信周波数	MHz		
航空機相互間通信周波数	MHz		
災害時飛行援助通信周波数	MHz		フォワードベースの設置状況、空中消火及びその水源空域並びに災害拠点病院ヘリポート等の運用状況等により、他機関共用の災害時飛行援助用周波数を使用する場合は、航空運用調整班で協議調整後、決定する。 頻繁に離着陸を繰り返す空域を統制するために、常時の共用周波数123.45MHzに加え、消防用5波及び防衛省用4波の災害時飛行援助9波の中から航空運用調整班において周波数の共用について協議調整し、決定する。
ヘリテレ周波数 A(映像周波数)	GHz		15GHz帯消防指定4波のうち、〇〇県(都道府)庁統制局が指定する場合を除き、〇〇県(都道府)主運用波である「〇ch(●GHz)」を使用するものとする。
(音声周波数)	MHz	〇〇県(都道府)防災ヘリコプター …「〇〇ヘリテレカメラ」 〇〇県(都道府)庁受信基地局 …「〇〇ぼうさいヘリテレ」 可搬型受信局 …「〇〇ヘリテレかはん1」	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、〇〇県(都道府)庁統制局が指定する場合を除き、〇〇県(都道府)主運用波である「〇ch(●GHz)」を使用するものとする。
ヘリテレ周波数 B(映像周波数)	GHz		
(音声周波数)	MHz		
ヘリテレ周波数 C(映像周波数)	GHz		
(音声周波数)	MHz		
ヘリテレ周波数 D(映像周波数)	GHz		
(音声周波数)	MHz		

ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

班 等	構 成 員	任 務
ヘリベース 指揮者	・受援都道府県 の航空隊長	・ヘリベースにおける指揮全般
指揮調整班	・受援都道府県 の航空隊員(操 縦士、整備士、 安全管理含む) ・ 緊援隊航空部隊 の航空隊員(隊 長、操縦士含 む)	・消防応援活動調整本部との連絡調整に関する事 こと ・応援航空隊との連絡調整に関する事 こと ・ヘリコプター運航の指揮、調整、管理に関する事 こと ・任務付与の割り振り等に関する事 こと ・無線の運用、調整に関する事 こと
庶務班	・受援都道府県 航空隊員 ・ 緊援隊航空部隊 の航空隊員	・応援航空隊の受入れ(衣・食・住含む)に関する事 こと ・ヘリベース、フォワードベース、ランディングポイ ントにおける航空燃料に関する事 こと ・受援(応援)航空隊員の勤務管理に関する事 こと ・活動記録、統計に関する事 こと
飛行班	・受援都道府県 航空隊員(操縦 士、整備士含 む) ・ 緊援隊航空部隊 の航空隊員(操 縦士、整備士含 む)	・ヘリコプターによる各種任務(運航)に関する事 こと ・航空局との連絡調整に関する事 こと ・航空管制、ノータムに関する事 こと ・気象情報の収集に関する事 こと
整備班	・受援都道府県 航空隊の整備 士 ・ 緊援隊航空部隊 の整備士	・飛行時間の管理に関する事 こと ・航空機、資機材の整備に関する事 こと

※：各班には、任務の内容に応じ、地上支援隊(員)を配置するものとする。

<災害名称>

新潟県中越沖地震

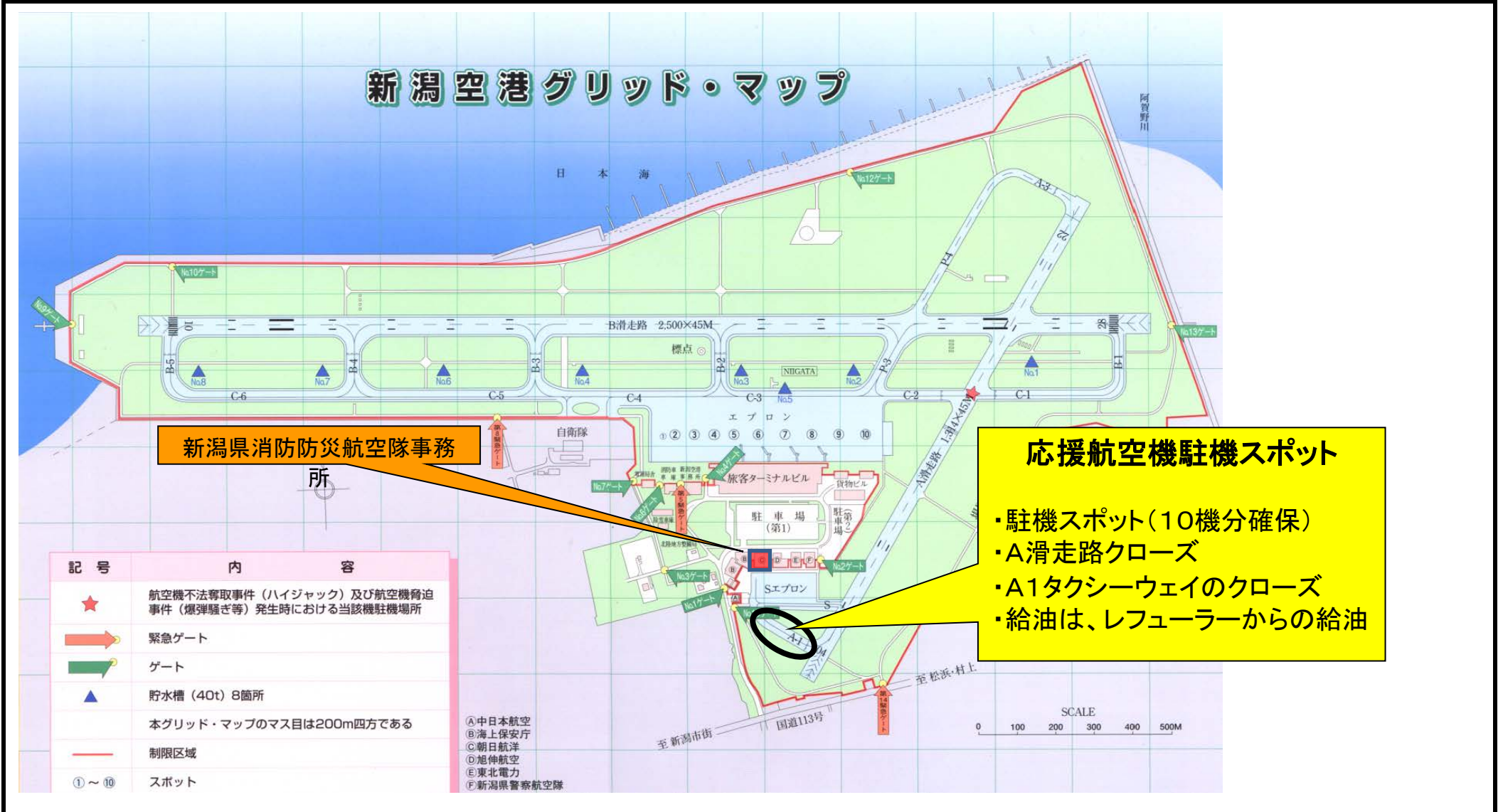
記入必須事項

- ・ヘリベース事務所 位置
- ・駐機位置

<発表日時>

平成 19年 7月 16日 12時 00分 現在

新潟空港グリッド・マップ



支援航空機駐機スポット

- ・駐機スポット(10機分確保)
- ・A滑走路クローズ
- ・A1タクシーウェイのクローズ
- ・給油は、レフェューラーからの給油

記号	内容
★	航空機不法奪取事件(ハイジャック)及び航空機脅迫事件(爆弾騒ぎ等)発生時における当該機駐機場所
➡	緊急ゲート
➡	ゲート
▲	貯水槽(40t)8箇所
	本グリッド・マップのマス目は200m四方である
—	制限区域
①~⑩	スポット

- ① 中日本航空
- ② 海上保安庁
- ③ 朝日航空
- ④ 旭伸航空
- ⑤ 東北電力
- ⑥ 新潟県警察航空隊

「ヘリベース配置図」

<災害名称>

新潟県中越沖地震

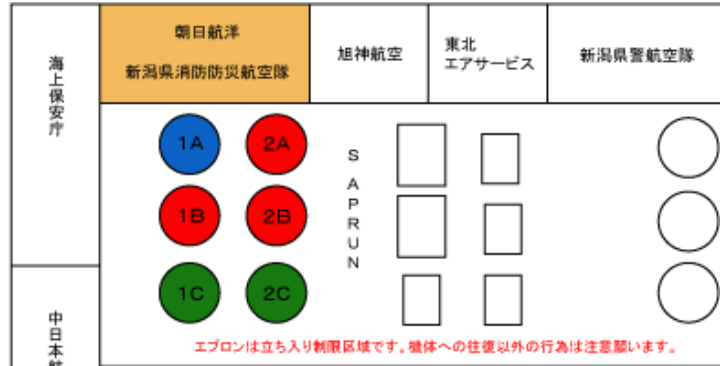
記入必須事項

- ・ヘリベース事務所 位置
- ・駐機位置

<発表日時>

平成 19年 7月 16日 12時 00分 現在

新潟空港 S(サウス)エプロン



駐機スポット(10機分)確保

- 新潟県消防防災航空隊 スポット
- 朝日航洋専用スポット
- 他機関と調整必要
- 大災害時 A-1 TWYがCLOSEの時 駐機可

各応援航空機の駐機スポットについては、新潟空港到着予定時刻(最新)の無線連絡をに基づき、マーシャルが立ち、駐機スポットへの誘導を行います。(誘導された駐機スポットに着陸願います)

様式1

県災害対策本部行き
 消防庁広域応援班(航空担当)宛
 ○○県防災 航空隊宛
 ○○市消防 航空隊宛

12月 2日 11時現在
 ××県防災 航空隊

受援航空隊情報提供FAX

□ 1 拠点ヘリポート

(1)	名称	○○空港						
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	37	度	57	分	21	秒
		東経	139	度	6	分	42	秒
(3)	駐機可能数	10 機						
(4)	夜間照明	あり		.	なし			
(5)	給油設備	あり		.	なし			
		<input type="checkbox"/>	固定給油設備	(kl)			
		<input type="checkbox"/>	給油タンク	(kl)			
		<input type="checkbox"/>	その他	(kl)			
(6)	その他(誘導等)							

□ 2 無線

--

□ 3 被災地天候(予報)

○時予報○

□ 4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

□ 5 拠点ヘリポート付近状況

(1)ライフライン

①	電気	異常 なし	あり()
②	水道	異常 なし	あり()
③	ガス	異常 なし	あり()
④	交通	異常 なし	あり()

(2)コンビニ等食料品店

あり (距離)km	徒歩10分	なし
------------	-------	----

(3)宿泊施設

あり (距離)km	タクシー20分	なし
------------	---------	----

□ 6 その他特記事項

被災地の状況 任務 携行資器材名等

送信者 職・氏名 電話 ○○○○-○○-○○○○ FAX ○○○○-○○-○○△△
--

様式2

消防庁 **広域応援班(航空担当)宛**

FAX 03-5253-7537

〇〇県消防防災 **航空隊宛**

FAX 0XX-XXX-XXXX

12 月 2 日 11 時

緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX

1. 航空隊名称	××市消防航空隊
----------	----------

2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号
	ベル412EP	×××	JA〇〇〇〇

3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号
	航空隊長	〇〇 太郎	090-1234-5678

4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
	8	2	2	4

5. 出動予定	時間	場所	備考(経由地、進入ルート等)
出発(予定)	11:15	〇〇市消防ヘリポート	△▽~××県庁HP
到着(予定)	12:25	××空港	

6. 装備	<input checked="" type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input checked="" type="checkbox"/> ヘリTV電送装置
	<input checked="" type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット
	<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ
	<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置
	<input type="checkbox"/> その他()	

7. 点検等までの飛行時間	40	時間	0	分
---------------	----	----	---	---

送信者	
職・氏名	航空隊長 〇〇 太郎
電話	0XX-XXX-XXXX
FAX	0XX-XXX-XXXX

事案受付・活動指示及び結果報告書

事案番号	0001	受信日時	年	月	日	時	分	発信者	石巻市役所 篠田	受信者	県災対 畑中
発生場所 / 活動拠点	住居表示	千代田区霞が関2-1-2									
	経緯度 (世界測地系) Nコード	東経	139°	45'	02"932	北緯	35°	40'	31"970		
		6A, 4986			5487	-		2886			
	名称	合同庁舎2号館屋上									
	活動拠点	救出後は、北側警視庁ヘリポートへ移送のこと									
注意事項	総務省ヘリポート着陸可。霞が関フライトサービス135.234Mhz。 警視庁ヘリポートフライトサービス142.567Mhz										
活動内容	救助	救急	火災	情報収集	人員搬送	物資搬送	その他 → ()				
	発生場所建物(21/3)内5階で火災発生。逃げ遅れ10名程度が屋上へ避難中。P/U要有り										

活動指示	岡山県	航空隊	B412EP	機番	JA119H	名称	きび	隊長	貝原
	指示時刻	13:50	指示者	佐々木	→	貝原			

活動時間	2011年 3月 12日 13時 50分 ~ 2011年 3月 12日 15時 20分										
救助/ 搬送人員	①35男②45男③34男④29女⑤41女計5人を警視庁ヘリポートへ救助。										
活動概要	救助	救急	火災	情報収集	人員搬送	物資搬送	その他 → ()				
	総務省ヘリポートからホイストにてP/U。警視庁ヘリポートへ移送。										
	活動(搭乗)人員	6人	救助(搬送)人員	計	5人(男	3人・女	2人)				
(T/O)(L/D)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
活動表											

事案管理一覧表

東日本大震災 ○○県

2011年3月12日

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先				
20110311 0001	:									
20110311 0002	:									
20110311 0003	:									
20110311 0004	:									
20110311 0005	:									
20110311 0006	:									
20110311 0007	:									
20110311 0008	:									
20110311 0009	:									
20110311 0010	:									
20110311 0011	:									
20110311 0012	:									
20110311 0013	:									
20110311 0014	:									
20110311 0015	:									

※ 活動内容凡例 : R=救助、A=救急、F=火災、I=情報収集、T=人員搬送、C=物資搬送

活動日誌

東日本大震災

〇〇県

事案番号	航空隊名称	機体名称	機番	活動人員								活動内容	出動		帰投		活動概要	備考	
				計	P	M	R	A	Q	C	他		場所	時間	場所	時間			
20110311 0001	岡山県	きび	JA119Y	6	1	2	2			1			情報収集 (ヘリテレ)	FB グラン ディ21	13:50	HB	15:20	合同庁舎2号館屋上よりホイスト救助男3名女2名救出	
20110311 0002																			
20110311 0003																			
20110311 0004																			
20110311 0005																			
20110311 0006																			
20110311 0007																			
20110311 0008																			
20110311 0009																			
20110311 0010																			
20110311 0011																			
20110311 0012																			
20110311 0013																			
20110311 0014																			
20110311 0015																			

※ P 操縦士 ・ M 整備士 ・ R 救助員 ・ A救急員 ・ Q救命士 ・ C 指揮支援隊員

緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画作成例

目 次

第1章	総 則	□
第2章	航空部隊の編成等	□
第3章	情報連絡体制及び参集体制	□
第4章	資機材等に関する事項	□
第5章	応援等出動	□
資 料 等		
別表1	(情報連絡体制一覧表)	□
別表2	(参集体制表)	□
別表3-1	(情報収集任務積載資機材一覧)	□
別表3-2	(救助・救急活動任務積載資機材一覧)	□
別表3-3	(航空隊支援車積載資機材)	□
別表4-1	(迅速出動応援出動先一覧)	□
別表4-2	(アクションプラン応援出動先一覧)	□
別表4-3	(その他応援出動先一覧)	□
別表5	(運航不能時連絡体制一覧表)	□

航空部隊に係る緊急消防援助隊応援等実施計画（例）

第1章 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項に基づき、航空部隊に係る緊急消防援助隊〇〇都道府県隊（以下「(都道府県)隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 航空隊員等

〇〇県防災航空隊の航空隊長、航空隊副隊長及び航空隊員をいう。

(2) 迅速出動該当地震

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号）に定められている航空部隊に係る基本的な出動計画（以下「出動計画」という。）における別表A中及び別表B中において、〇〇県防災航空隊が、それぞれ第一次出動航空部隊または出動準備航空部隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。

(3) アクションプラン該当地震

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された、東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震におけるアクションプラン（以下「東海地震等アクションプラン」という。）に該当する地震のことをいう。

第2章 航空部隊の編成等

1 航空部隊の編成

- (1) 航空隊長 1名
- (2) 航空副隊長 〇名
- (3) 航空隊員 〇名（救助隊員・救急救命士を別記する場合はその隊員数）
- (4) 操縦士 〇名
- (5) 整備士 〇名

2 任務別航空部隊の編成（指揮支援隊を搬送する航空部隊の場合）

(1) 情報収集航空部隊

- ア 指揮支援隊長 1名
- イ 指揮支援隊員 〇名
- ウ 航空隊長 1名
- エ 航空副隊長 〇名
- オ 航空隊員 〇名
- カ 操縦士 〇名
- キ 整備士 〇名

(2) 救助・救急航空部隊

- ア 指揮支援隊長 1名
- イ 指揮支援隊員 〇名
- ウ 航空隊長 1名
- エ 航空副隊長 〇名
- オ 航空隊員 〇名（原則として、救助隊員及び救急救命士を搭乗させるものとする。）
- カ 操縦士 〇名
- キ 整備士 〇名

注1 指揮支援隊を搬送する航空部隊以外の航空部隊については、前2での指揮支援隊長等に代え必要数の航空隊員を加えて搭乗させる。

注2 任務別編成隊員数については、それぞれの航空隊に応じて、自隊機の乗員定数を考慮し、アからキの中から選定し、記載する。

(3) 航空隊支援部隊

- ア 航空隊支援車の配置場所は〇〇県防災航空隊基地とする。
- イ 航空隊支援部隊の編成は次のとおりとする。
航空隊現地交替要員 〇名（航空隊員、操縦士及び整備士を別記する場合はその隊員数）

注 燃料補給車を、別途出動させる計画とする場合は、燃料補給車の配置場所、運転員及び操作員の指定並びに燃料補給車の出動範囲等について定めておく。

3 指揮支援隊の搭乗場所（指揮支援隊を搬送する航空部隊の場合）

指揮支援隊の搭乗場所は〇〇県防災航空隊基地とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続きにかかる情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空部隊出動に係る連絡体制は別表1のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

(1) 〇〇県防災航空隊の参集基準は、迅速出動該当地震が発生し、その規模が大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防庁第104号）第3項で定める区分Ⅰから区分Ⅲに該当する場合又はアクションプラン該当地震が発生した場合とする。

(2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は別表2のとおりとする。

(3) 航空隊員等の参集場所は〇〇県防災航空隊基地とする。

第4章 資機材等に関する事項

1 航空隊に積載する資機材は任務別に次のとおりとする。

- (1) 航空隊員等は、各自 3 日間分程度の日常生活品（着替え、洗面具等）を携行するとともに、概ね 3 日間分程度の食料及び飲料水を積載する。
 - (2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表 3 - 1 「情報収集任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
 - (3) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表 3 - 2 「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- 2 航空隊支援車に予め積載する資機材は別表 3 - 3 のとおりとする。

注 それぞれの航空隊に応じて、自隊機の最大積載重量等を考慮し、1 (1) から (3) の資機材について、航空隊支援車に積載する場合は、その旨を明記し積載方法を明らかにしておく。

第 5 章 応援等出動

1 応援出動都道府県等

〇〇県防災航空隊の応援出動都道府県及び任務は次のとおりとする。

- (1) 迅速出動該当地震
別表 4 - 1
- (2) アクションプラン該当地震
別表 4 - 2
- (3) その他の大規模災害または特殊災害
別表 4 - 3

注 1 出動計画及び東海地震等アクションプランを参照し、該当する応援出動先及び任務を容易に確認できる表を作成する。

注 2 出動途上における燃料補給場所については、常時航空燃料を保管している場所（空港、各航空隊ヘリベース等）を選定し、事前に燃料補給場所を管轄する消防防災航空隊と燃料補給方法等を協議しておく。

注 3 別に送付している、各消防防災航空隊の連絡先を参照して、応援出動先都道府県の消防防災航空隊の連絡先を明示しておく。

2 応援出動不能時の連絡体制

機体整備等で運航不能となった場合は、その旨を別表 5 に掲げる代替航空隊に通知するものとする。

運航不能時に消防庁長官の求め又は指示を受けた場合は次の方法により、運航不能である旨の連絡を行う。

- (1) 情報収集任務の場合
別表 5 により、消防庁 **広域応援室** に連絡するとともに、代替航空隊を選定する。
- (2) 救助・救急任務の場合
別表 5 中の消防庁 **広域応援室** 航空係へ運航不能である旨を連絡する。

注 出動計画の別表A及び別表Bを参照し、出動該当都道府県において指定されている情報収集部隊の代替出動順位に従い、別表5を作成する。

3 活動可能残時間

〇〇県防災航空隊での、応援出動都道府県先における活動可能残時間は次のとおりとする。

(1) 情報収集活動及び救助・救急活動

情報収集活動及び救助・救急活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、3時間以上である場合とする。

点検までの飛行可能残時間－（現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間）

(2) 地上応援活動

ア 点検までの飛行可能残時間が前（1）に定める活動可能残時間に満たない場合で、応援先航空隊ヘリベース等において地上応援活動が可能な場合は、消防庁に地上応援活動が可能である旨を連絡して出動の要否を確認したうえで地上応援活動を実施するものとする。

イ 地上応援活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、1時間以上3時間未満である場合とする。

点検までの飛行可能残時間－（現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間）

注 予備時間は、各消防防災航空隊のヘリコプター性能、積載資機材の重量等を考慮して算出する。

<参考>活動可能残時間を3時間と設定した根拠

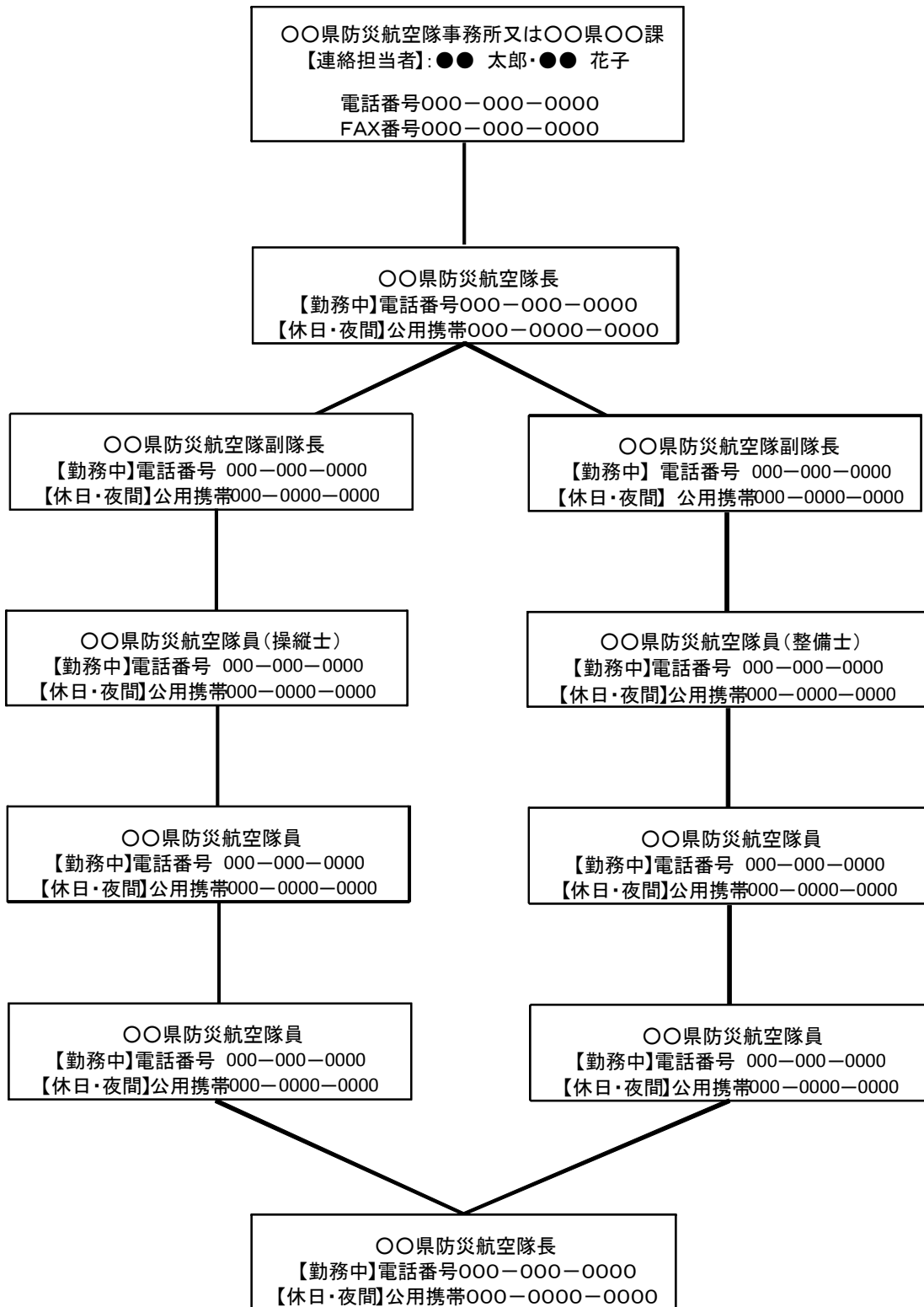
活動可能残時間を長く設定すると応援可能航空部隊の確保が困難となり、短く設定すると現地において活動ができない。

活動可能残時間が1時間半あれば、情報収集活動又は救助・救急活動のどちらにおいても応援活動として十分な活動を1回実施できると考察し、さらに活動内容に余裕を持たせ、1時間半程度の活動を2回または1時間半を超えるような長時間を要する活動でも1回は実施できるように活動可能残時間を3時間と設定した。

情報連絡体制一覧表(例)

連絡順番	機関	時間 帯別	連絡先	電話番号	FAX番号	無 線 呼出名称
1 ↓	消 防 庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2 ↓	〇 〇 県	昼間	〇〇課	0000-000-0000	0000-000-0000	〇 県 防 災
		夜間	宿直室	0000-000-0000	0000-000-0000	
3 ↓	〇 〇 市 消 防 本 部	昼間	指令課指令室	0000-000-0000	0000-000-0000	〇 消 本 部
		夜間	同 上	0000-000-0000	0000-000-0000	
(該当都道府県内にヘリコプターを保有する消防本部がある場合)						
4	〇〇県(〇〇市) 防災(消防)航空隊	昼間	航空隊事務所	0000-000-0000	0000-000-0000	〇 〇 航 空 隊
		夜間	同 上	0000-000-0000	0000-000-0000	
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
※ 時間帯別の夜間には休日の昼間も含む						

〇〇県防災航空隊参集体制表(例)



※操縦士・整備士について、別に連絡体制を設ける場合は、その様式を添付する。
 ※航空隊事務所に当直員を設ける場合は、その順番表等を添付する。

救助・救急活動任務積載資機材一覧(例)

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ノート型パソコン	1	
ヘリベース管理様式	一式	
デジタルカメラ	1	
〇〇〇	1	
×××	1	

2 救助・救急活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
救助用ロープ(50m)	2	ヘリコプターに積載
救助用ロープ(100m)	2	ヘリコプターに積載
サバイバースリング	2	ヘリコプターに積載
EMSセット	1	ヘリコプターに積載
VGI担架	1	航空隊支援車に積載
AED	1	ヘリコプターに積載
〇〇〇〇	1	航空隊支援車に積載

〇〇県防災航空隊アクションプラン応援出動先一覧(例)

1. 東海地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
〇〇県	救助	〇〇県防災航空隊基地~〇〇県××市上空~〇〇海上沿岸部(〇〇県)~〇〇県防災航空隊基地	〇〇空港	000海里	1時間30分

2. 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
			〇〇空港	000海里	1時間30分

3. 東南海・南海地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
			〇〇空港	000海里	1時間30分

情報収集任務

情報収集航空部隊運航不能時連絡体制一覧表(例)

被災都道府県	連絡順序		
	1	2	3
	消防庁	代替航空隊名及び順序	消防庁 (代替航空隊決定の通知)
〇〇県	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777	① 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ② 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ③ 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777
△△県	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777	① 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ② 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ③ 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777
□□県	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777	① 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ② 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ③ 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777
▽▽県	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777	① 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ② 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ③ 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777
◇◇県	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777	① 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ② 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000 ----- ③ 〇〇県防災航空隊 【勤務時間】000-000-0000 【夜間・休日】000-000-0000	広域応援室航空係 【勤務時間】03-5253-7527 又は 【宿直室】03-5253-7777